

「苫小牧市男女平等参画推進条例」を施行しました

はじめに

国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取組は国際社会と連動し進められてきました。しかしながら、社会全体において、男女の人の人権の尊重に関する認識がいまだ十分ではなく、性別による固定的な役割分担や社会の慣習上での不平等な対応は依然として根強く残っています。

一方、少子高齢化の進展などの急速に変化する社会情勢に対応するうえで、男女が互いに人権を尊重し対等な関係で力を出し合い、責任を果たし成果を分かち合うことができる男女平等参画社会の実現が重要となっています。

苫小牧市においても、平成13年に「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定し、男女平等参画を推進してきましたが、より一層の推進の努力が必要です。

このため、苫小牧市では、積極的に取組む意志を明らかにし、基本理念、市、市民、事業者の責務、施策の基本的な事項等を定める条例を制定し、平成19年4月1日から施行しました。

条例の名称

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会」は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会という定義をしています。男女共同参画社会は男女平等を前提として共に参画する社会ですが、前提であるべき男女平等が実現に至っていない状態です。

そのため、条例の名称は、男女平等を強調し、男女が平等に共に参画できる社会を実現するために、「苫小牧市男女平等参画推進条例」としました。

男女平等参画を推進するための6つの基本理念 第3条

市、市民、事業者が男女平等参画を推進する上で基本となる考え方を定めています。

①男女の人権の尊重

- ・男女の個人としての尊厳が重んじられること。
- ・性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと。
- ・男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- ・その他の男女の人権が確保されること。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できること。

⑤性と生殖に関する健康への配慮

男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意志が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されること。

⑥国際社会における取組への配慮

国際社会における男女平等参画に関する取組を踏まえながら行うこと。

③政策等の立案及び決定への平等参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。



市・市民・事業者の責務

第4条～第6条

市、市民、事業者に次のとおり責務を定めています。

市の責務（第4条）

- 男女平等参画に関する施策を策定し、実施します。
- 市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図ります。



市民の責務（第5条）

職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女平等参画の推進に努め、市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

事業者の責務（第6条）

- 事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組み、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければなりません。
- 市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

性別による差別的取扱いの禁止等

第7条

- 社会のあらゆる分野において次の行為を禁止することを定めています。

● 性別による差別的取扱い

● ドメスティック・バイオレンス

※注1

※注1 ドメスティック・バイオレンスとは配偶者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する配偶者で事実婚関係にある者や元配偶者を含む）から受ける身体的・精神的暴力をいいます。

● セクシュアル・ハラスメント

※注2

※注2 セクシュアル・ハラスメントとは性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。

- 情報を公衆に表示するに当たっては、性別による差別的取扱いや暴力的行為を助長し、又は連想させる表現など行わないよう努めなければなりません。